

安全センター情報

全国労働安全衛生センター連絡会議 通巻第149号

1979年12月28日第三種郵便物認可(毎月1回15日発行)

1990年11月15日発行 '90 12月号

改正労災保険法施行通達

■次官通達■

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の施行について
(平成2年6月22日 労働省発基第43号) 2

■局長通達■

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の施行(第1次分)について
(平成2年7月31日 労働省発勞徴第55号・基発第484号) 3

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の施行(第2次分)について
(平成2年9月28日 基発第588号) 16

労働者災害補償保険法施行規則第14条の4に規定する「労働者の死亡の当時
その収入によって生計を維持していたこと」の認定に関し労働省労働基準
局長が定める基準について (平成2年7月31日 基発第486号) 24

■法令要綱■

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律要綱
(平成2年 法律第40号) 26

労働者災害補償保険法施行令の一部を改正する政令要綱
(平成2年 政令第220号) 27

労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令(第1次分)要綱
(平成2年 労働省令第17号) 28

労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令(第2次分)要綱
(平成2年 労働省令第24号) 29

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律 の施行について

平成2年6月22日 労働省発基第43号

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(平成2年法律第40号)は、第118回特別国会において、平成2年6月15日に成立し、本日公布された。本法律は、平成2年8月1日、同年10月1日、平成3年4月1日から、それぞれ内容に応じて施行されることとなった。ついては、下記事項を了知の上、今後の制度の運営に遺憾なきを期されるよう、命により通達する。

記

第1 改正の経緯及び趣旨

労働者災害補償保険制度については、高齢化の進展等経済社会の変化等に的確に対応し、また一層の公平・均衡を図る観点から、その改善について、昭和63年8月以来労働者災害補償保険審議会において検討が行われてきた。

同審議会は、その検討の結果に基づき、平成元年12月25日、当面改正の必要のある事項について、労働大臣に対して建議を行った。

今回の改正は、この建議の趣旨に即して、法改正を要する事項について改善整備を行ったものである。

第2 改正の内容

1 労働者災害補償保険法の一部改正(第一次改正)

(1) 年金たる保険給付等のスライド制の改善

年金たる保険給付のスライドにつき、現在、賃金水準が6パーセントを超えて変動した場合にその変動率に応じて給付額を改定することとしていたものを、年度ごとに賃金水準の

変動に応じて給付基礎日額を算定することとする(いわゆる完全自動賃金スライド制への移行)とともに、規定を本則化することとした。一時金たる保険給付の給付基礎日額の改定についても、同様とすることとした(第8条の2及び第8条の3関係)。

(2) その他

その他所要の規定の整備を行った。

2 労働者災害補償保険法の一部改正(第二次改正)

(1) 休業補償給付等のスライド制の改善

休業補償給付及び休業給付のスライドにつき、現在、賃金水準が20パーセントを超えて変動した場合にその変動率に応じて給付額を改定することとしていたものを、この賃金水準の変動幅の要件を10パーセントに緩和するとともに、現在、事業場の規模・産業により異なる変動率の算定方式を、全規模・全産業の平均賃金を用いて一本化することとした(第8条の2第1項関係)。

(2) 長期療養者に係る休業給付基礎日額への年齢階層別最低・最高限度額の設定

療養開始後1年6箇月を経過した者の休業補償給付及び休業給付に係る給付基礎日額につき、年金たる保険給付の例にならい、年齢階層別に最低限度額及び最高限度額を設定することとした(第8条の2第2項から第4項まで関係)。

(3) その他

その他所要の規定の整備を行った。

3 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の一部改正

(1) 農業に係る暫定任意適用事業の範囲の縮小

農業の事業のうち労働者災害補償保険に特別加入した者が行う当該特別加入に係る事業は、強制適用事業とすることとした（附則第12条関係）。

(2) その他

その他所要の規定の整備を行った。

第3 施行期日等

(1) 施行期日

上記第2の改正内容のうち、1（年金・一時金スライドの改善）は平成2年8月1日から、2（休業補償給付等のスライドの改善及び年齢階層別最低・最高限度額の設定）は平成2年10月1日から、3（農業の適用拡大）は平成3年4月1日から施行することとしている（附則第1条関係）。

(2) 経過措置

上記第2の2の改正に伴う療養開始後1年6

箇月経過者の休業補償給付等の給付基礎日額への最低・最高限度額の適用に関しては、その施行日前に療養を開始した者については当該施行日を療養を開始した日とみなすなど、所要の経過措置を設けた（附則第2条から第6条まで関係）。

(3) 関係法律の改正

関係法律について、所要の規定の整備を行った（附則第7条から第15条まで関係）。

第4 施行に伴う通達の変更

平成2年8月1日以後、現行の労働者災害補償保険法第67条第2項が条文移動により同法第64条第2項となるため、昭和56年6月12日付け労働省発基第60号通達別紙「民事損害賠償が行われた際の労災保険給付の支給調整に関する基準（労働者災害補償保険法第67条第2項関係）」の題名中「第67条第2項」は「第64条第2項」に改められる。

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の施行（第1次分）について

平成2年7月31日 労働省発徴第55号・基発第484号

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成2年法律第40号）による労災保険制度の改正の大綱については、別に平成2年8月22日付け労働省発基第43号により労働事務次官より通達されたところであるが、今般同法の一部が平成2年8月1日から施行され、これに伴い、労働者災害補償保険法施行令の一部を改正する政令（平成2年政令第220号）、労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成2年労働省令第17号）並びに労働者災害補償保険法の規定による年金たる保険給付等に係る給付基礎日額の算定に用いる率を定める告示（平成2年労働

省告示第45号）、労働者災害補償保険法第8条の2第2項第1号及び第2号の労働大臣が定める額に関する告示（平成2年労働省告示第46号）及び労働者災害補償保険法第16条の6第2項等の労働大臣が定める率に関する告示（平成2年労働省告示第47号）が制定され、同日から施行されることとなった。

については、下記事項に留意の上、事務処理に遺憾なきを期されたい。

なお、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律中 平成2年8月1日施行に係る部分以外の部分の施行については、施行の都度おって通

達する。

(注) 法令の略称は次のとおりである。

改正法＝労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(平成2年法律第40号)

法＝労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)

旧法＝改正法第1条による改正前の労働者災害補償保険法

新法＝改正法第1条による改正後の労働者災害補償保険法

改正令＝労働者災害補償保険法施行令の一部を改正する政令(平成2年政令第220号)

労災令＝労働者災害補償保険法施行令(昭和52年政令第33号)

旧労災令＝改正令による改正前の労災令

新労災令＝改正令による改正後の労災令

改正省令＝労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成2年労働省令第17号)

労災則＝労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年労働省令第22号)

旧労災則＝改正省令第1条による改正前の労災則

新労災則＝改正省令第1条による改正後の労災則

徴収則＝労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則(昭和47年労働省令第8号)

旧徴収則＝改正省令第2条による改正前の徴収則

新徴収則＝改正省令第2条による改正後の徴収則

特支則＝労働者災害補償保険特別支給金支給規則(昭和49年労働省令第30号)

旧特支則＝改正省令第3条による改正前の特支則

新特支則＝改正省令第3条による改正後の特支則

昭和52年改正省令＝労働者災害補償保険特別

支給金支給規則の一部を改正する省令(労働省令第7号)

旧昭和52年改正省令＝改正省令第4条による改正前の昭和52年改正省令

新昭和52年改正省令＝改正省令第4条による改正後の昭和52年改正省令

目次

第1 保険給付関係

1 年金・一時金のスライド制の改善

(1) 改正の趣旨及び概要

(2) スライド率の算出方法

(3) 関係規定の整備

(4) 経過措置

2 遺族補償給付又は遺族給付における生計維持の認定

第2 特別支給金関係

1 特別給与を基礎とする特別支給金のスライド方式の変更

(1) 算定基礎年額

(2) 算定基礎日額

(3) 第2号の遺族特別一時金及び障害特別年金差額一時金

(4) その他の規定の整備

(5) 経過措置

2 特別支給金として支給される差額特別支給金に関する規定の改正

(1) 給付基礎日額スライド方式への移行に伴う規定の整備

(2) 厚生年金等との併給調整の場合における規定の整備

(3) 経過措置

記

第1 保険給付関係

1 年金・一時金のスライド制の改善

(1) 改正の趣旨及び概要

イ 改正の趣旨

近年における賃金上昇率の鈍化、他の公的年金の動向等（厚生年金保険の年金たる保険給付や国民年金の年金給付のスライドの根拠規定が昭和60年に本則化され、平成2年には、いわゆる完全自動物価スライド制となったこと等）にかんがみ、年金・一時金のスライドをいわゆる完全自動賃金スライド制とするとともに、暫定措置となっていたものを恒久措置化し、給付額をスライドさせる方式から給付基礎日額をスライドさせる方式に改めたものである。

ロ 改正の概要

(イ) 年金たる保険給付のスライドについて、従来は、旧法附則第64条の規定に基づき、当分の間の措置として、年金たる保険給付に係る労働者の当該負傷し、又は疾病にかかった日（以下「算定事由発生日」という。）の属する年度における平均給与額の100分の106を超え、又は100分の94を下るに至った場合において、その状態が継続すると認めるときに、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の8月以降の当該年金たる保険給付の額を改定することとなっていた。

(ロ) 今回の改正により、新法第8条の2第1項の規定に基づき、算定事由発生日の属する年度の翌々年度以後は、その年度の8月から翌年度の7月までの月分の年金たる保険給付に関し、当該年金たる保険給付の額の算定の基礎となる給付基礎日額（以下「年金給付基礎日額」という。）に、算定事由発生日の属する年度の平均給与額と当該その年度の前年度の平均給与額との比率を基準として労働大臣が定める率（以下「スライド率」という。）を乗じて得た額を年金給付基礎日額とすることとして、毎年、年金給付基礎日額を算定することとした（新法

第8条の2第1項）。

(ハ) 年金たる保険給付の額をスライドさせる方式から年金給付基礎日額をスライドさせる方式に改めた理由は、

① 労災保険給付の基本的性格が稼働能力の填補にあるという考え方からすれば、スライドは、原則として労働基準法第12条の平均賃金相当額である年金給付基礎日額が、賃金水準の変動に伴い評価替えされるものとして構成する方が理解しやすいこと、

② 年金給付基礎日額の年齢階層別最低・最高限度額制を適用する場合において、当該最低・最高限度額（現在の賃金水準に基づき算定）との比較を行うには、年金給付基礎日額をスライドさせておく（現在の賃金水準に応じて評価替えする）必要があるが、給付額をスライドさせる旧法下では、複雑な操作（注）を行っており、スライド規定を本則化するに当たり、この関係を簡易なものとする必要があったことである。

（注）旧法附則第65条の2は、年金給付基礎日額と最低・最高限度額との大小比較をする際、年金給付基礎日額にスライド改定に用いる率を仮に乗ずることとしており、また、旧法附則第64条第2項は、このように大小比較した結果、最低・最高限度額を年金給付基礎日額とすることとされた場合にあっては、年金額のスライドを行わないこととしている。

(ニ) 障害補償一時金、遺族補償一時金、障害一時金及び遺族一時金の算定の基礎となる給付基礎日額についても、年金給付基礎日額に準じることとした（新法第8条の3）。

なお、新法第16条の6第1項第2号（旧法第16条の6第2号、第22条の4第3項において準用する場合を含む。）の遺族補償一時金又は遺族一時金は、給付基礎日額の1000日分

から支給された遺族補償年金等の額の合計額を控除した額を支給するもの（いわゆる失権差額一時金の一種）であるが、この支給された遺族補償年金等の額の合計額の計算については、下記(3)イで後述する。

(ホ) 他の保険給付については、下記のとおりとした。

① 葬祭料及び葬祭給付

葬祭料及び葬祭給付の額は、25万円に給付基礎日額の30日分を加えた額か給付基礎日額の60日分のいずれか高い額とし（旧労災則第17条及び第18条の11）、当分の間、この給付基礎日額の30日分又は60日分については、葬祭料及び葬祭給付の支給事由につき遺族補償年金又は遺族年金が支給されるものとみなしてこれらの年金の額の改定に用いられることとなる率と同一の率を乗じることによりスライドさせることとしていた（旧労災則附則第41項及び附則第42項）。

今回、年金たる保険給付等のスライドを恒久措置化したことに伴い、葬祭料又は葬祭給付のスライド規定を本則に置くこととし、規定の整備を行った（新労災則第17条及び第18条の11）。

② 障害補償年金差額一時金及び障害年金差額一時金

従来は、これらの一時金の額は、給付基礎日額の所定日数分と支給された障害補償年金等の額との合計額との差額とすることとし、スライドについては、当該差額にスライド率（当該支給すべき事由につき障害補償年金等が支給されるものとみなしてこれらの年金の額の改定に用いられることとなる率と同一の率）を乗じることとしてきた（旧法附則第58条第1項、附則第61条第1項及び附則第65条）。

今回は、年金たる保険給付等のスライド方式の変更に合わせて、これらの一時金に係る給付基礎日額を障害補償一時金

に係る給付基礎日額とみなすなどしてスライド規定を適用することにより、これらの一時金に係る給付基礎日額をスライドさせることとした（新法附則第58条第1項及び附則第61条第1項並びに新労災則附則第19項及び附則第36項）。

なお、支給された障害補償年金等の額の合計額の計算については、下記(3)イで後述する。

③ 障害補償年金前払一時金、遺族補償年金前払一時金、障害年金前払一時金及び遺族年金前払一時金

従来は、これらの一時金は、他の一時金と同様、旧法附則第65条により、これらの一時金の額にスライド率（上記②と同様にして求められるスライド率）を乗じることによりスライドすることとしてきた（旧法附則第65条）。

今回は、これらの一時金の額は労働省令で定めることとされている（法附則第59条第2項、附則第60条第2項、附則第62条第2項及び附則第63条第2項）ことにかんがみ、スライドの根拠規定を労働省令で定めることとし、労働省令で定めたこれらの一時金の額について、当該一時金を障害補償一時金とみなしてスライド規定を適用することによりスライドさせることとした（新労災則附則第24項、附則第31項、附則第37項及び附則第40項）。

(ヘ) 特別加入者に係る年金・一時金たる保険給付の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額については、下記のとおりとした。

従来の特加入者に係る年金・一時金たる保険給付については、旧法附則第64条又は附則第65条の規定の適用があり、労働者に係る年金・一時金たる保険給付と同様にスライドされていた。

今回の改正により、年金・一時金たる保険給付の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額がスライドされることとされたが、

特別加入者に係る給付基礎日額については労働省令で定めることとされており、労働者に係るスライドに関する規定等（新法第8条の2第1項、第8条の3及び第8条の4）が特別加入者に適用されないため（法第28条第1項第3号、第29条第1項第6号及び第30条第1項第2号）、スライド等に関する根拠規定がないこととなるので、労働省令で給付基礎日額を定めることに加えて、スライド等に関しては法の規定の例によることとした（新労災則第46条の20第2項、第46条の24及び第46条の25の3）。

なお、特別加入者に係る葬祭料又は葬祭給付のスライドに係る新労災則第17条（第18条の11において準用する場合を含む。）の適用につき必要な読替えを行った（新労災則第46条の20第3項、第46条の24及び第46条の25の3）。

（2）スライド率の算出方法

スライド率は、支払い対象月の属する年度の前年度（4月から7月までの月分については、前々年度）の平均給与額を算定事由発生日の属する年度の平均給与額で除して得た率を基準として労働大臣が定めることとした（新法第8条の2第1項第2号）。

この平均給与額の算出方法は、新労災則第9条の2に定めるところによるが、その内容は、以下のとおりである。

イ 第1項（毎月勤労統計の標本の抽出替えに対する補正）

平均給与額は、従来から、原則として毎月勤労統計の労働者1人当たりの毎月きまって支給する給与額（以下「平均定期給与額」という。）の4月分から翌年3月分までの各月分の合計額によるものとされ、毎月勤労統計の標本の抽出替えが行われた場合には所要の補正を行うこととされていた（旧労災則附則第37条）が、この規定を本則におくこととした（新労災則第9条の2第1項）。

（参考1）昭和55年12月5日付け基発第673号

通達の記第1の2の(1)のロの(イ)

ロ 第2項（毎月勤労統計の調査対象等の変更に対する補正）

毎月勤労統計の調査の範囲、対象等の大規模な変更が行われた場合、当該変更の前後で統計数値に連続性が保てなくなることがあり、当該数値をそのまま使用することが適当でない認められる場合があるため、その場合には必要な補正を行うこととした。

補正の方法は、調査の範囲等の変更が行われた時点での当該変更に係る補正率（変更後の数値を調査の範囲等の変更がなかったものとしたときに得られる数値で除して得た率）を当該変更前の数値に乘じることにより行うものである（新労災則第9条の2第2項）。

具体的には、当該変更が行われた年度の平均給与額は、変更前の各月分の平均定期給与額に補正率を乘じて得た額の合計額と変更後の各月分の平均定期給与額の合計額との合算額であり、当該変更が行われた年度より前の年度は、上記イにより得た平均給与額に補正率を乘じて得た額となる。

一度この補正が行われた後に再度補正を行う場合は、当該補正後の平均給与額に新しい補正率を乘じて得た額を新しい平均給与額とする。

（3）関係規定の整備

イ 法第16条の6第1項第2号の遺族補償一時金その他の失権差額一時金の支給要件及び額に関する規定の整備

(イ) 旧法第16条の6第2号の遺族補償一時金の算定

従来は、遺族補償一時金（旧法第16条の6第2号の遺族補償一時金をいう。以下「差額一時金」という。）の額を計算するに当たり、給付基礎日額の1000日分から控除される支給済みの遺族補償年金及び遺族補償年金前払一時金の額については、スライド率（最低・最高限度額が適用され、スライド率が乗じられない場合には、最低・最高

限度額の適用がないものとしたときに得られるスライド率)で割り戻すこととされていた。

これを数式で表すと、以下ようになる。

$$\alpha \times [K \times 1000 - \frac{(X_1/\beta_1 + X_2/\beta_2 + \dots)}{\text{既支給年金合計額}} - \frac{(Y_1/\gamma_1 + Y_2/\gamma_2 + \dots)}{\text{既支給前払一時金合計額}}] \dots\dots \textcircled{1}$$

- α：差額一時金スライド率、
- β₁, β₂, …：既支給年金スライド率、
- γ₁, γ₂, …：既支給前払一時金スライド率、
- K：給付基礎日額、
- X₁, X₂, …：既支給年金額、
- Y₁, Y₂, …：既支給前払一時金額

すなわち、差額一時金を計算する段階ではスライドがないものとして(既支給の年金等の額を算定事由発生日における価値に評価替えて)、最後に旧法附則第65条で差額一時金そのものをスライドさせることとされていた。

(ロ) 新法第16条の6第1項第2号の遺族補償一時金の算定

今回、「K×1000」が当然に「α×K×1000」となり、差額一時金の額そのものはスライドされなくなることから、「α×K×1000」の額から控除される既支給年金等の額について操作する必要が生じた。

そこで、上記①の式を変形すると、
 $\alpha \times K \times 1000 - (X_1 \times \alpha / \beta_1 + \dots) - (Y_1 \times \alpha / \gamma_1 + \dots)$
 となり、既支給年金等の額(X₁等)について、「差額一時金のスライド率/既支給年金スライド率等(α/β₁等)」を乗じれば①の式と同じ結果が導き出されることとなる。

ここで、「差額一時金のスライド率/既支給年金スライド率等」は、すなわち「差

額一時金の支給事由発生日の属する年度の前年度又は前々年度の平均給与額/既支給年金の支給対象月の属する年度の前年度又は前々年度の平均給与額(注1)」(以下「換算率」という。)と同様である(注2)ので、新法第16条の6第2項では、差額一時金の額を計算する際の支給された遺族補償年金の額の合計額を計算する場合には、現に支給された遺族補償年金の額(厚生年金等の併給調整がある場合には、その調整後の額)に換算率を乗じることとした。

遺族補償年金前払一時金が支給されている場合には、年金が支給されている場合と同様に遺族補償年金前払一時金の額に換算率を乗じることとした(新法附則第60条第4項及び新労災則附則第32項)。

なお、この換算率は毎年8月から翌年7月までに支給事由が生じる差額一時金に関して当該年の7月中に告示されることとなるので、実際の計算は、支給された年金・一時金の支給対象月又は支給事由発生日の属する期間(各年8月から翌年7月までの期間)に応じて告示される率を当該支給された年金・一時金の額に乗じて算定することとなる。

以上のことを図示すると、〔別図1〕のとおりとなる。

ただし、本年7月に告示される換算率は、下記(4)ロ及び〔別図2〕で後述するとおり、すべて経過措置の対象となるものであるので、下記(4)ロ及び〔別図2〕の記述等に留意すること。

(注1) 支給事由発生日の属する月又は支給対象月が4~7月の場合に、「前々年度の平均給与額」を使用する。

(注2) α = A/C、β₁/Cなので、
 $\alpha / \beta_1 = A/C \div B_1/C = A/B_1$
 となり、上記式が導かれる。

[A：差額一時金の支給事由発生日の属する年度の前年度又は前々年度の平

均給与額、B：既支給年金の支給対象月の属する年度の前年度又は前々年度の平均給与額、C：算定事由発生日の属する年度の平均給与額]

(ハ) 他の失権差額一時金の額の算定

他の失権差額一時金の額の算定についても、上記の遺族補償一時金と同様に扱うこととした（遺族一時金について、新法第22条の4及び新労災則附則第43項。障害補償年金差額一時金について、新法附則第58条並びに新労災則附則第17項及び附則第18項。障害年金差額一時金について、新法附則第61条及び新労災則附則第36項。）。

ロ 加重障害の場合の取扱い

同一部位の加重障害（労災による障害の前に既に同一部位について障害がある場合）に係る障害補償給付又は障害給付（以下「障害補償給付等」という。）の額は、加重後の障害の程度に応じる障害補償給付等の額から加重前の障害の程度に応じる障害補償給付等の額を減じることとなっており、加重後の障害の程度に応じる障害補償給付等が年金であって、加重前の障害の程度に応じる障害補償給付等が一時金である場合には、一時金の額を25で除すことになっている。この場合、年金に係る給付基礎日額に最低・最高限度額の適用があるときは、当該最低・最高限度額を給付基礎日額として一時金の額を算定することとしており、一時金にスライドがかかる場合でも、スライド率を乗じないこととしていた（旧労災則第14条第5項及び第18条の8）。

今回の改正では、一時金のスライド方式の変更（給付基礎日額を平均給与額の上昇率に応じて算定する方式への移行）に対応して、上記当該最低・最高限度額をスライド後の一時金に係る給付基礎日額とみなして上記一時金の額を算定することとした（新労災則第14条第5項及び第18条の8）。

ハ 厚生年金等との併給調整の場合における最低保障額に関する規定の整備

(イ) 同一の事由により障害厚生年金等の社会保険年金と労災年金とが併給される場合には、労災年金に一定の率を乗じて労災年金を減額することとしている（法別表第1第1号から第3号まで及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第116条第2項から第5項まで）。

この際、労災年金の減額分が大き過ぎると、社会保険年金を受ける権利を有している者の方が、有していない者より労災年金と社会保険年金の受給額の合計額が小さくなる場合があり、これを避けるため、併給調整後の労災年金の最低保障額を定めている（旧労災令第3条第1項及び第3項、第5条第1項及び第3項、第7条第1項及び第3項、附則第7項及び附則第9項並びに附則第11項及び附則第13項）。

上記趣旨から明らかのように、最低保障額は労災年金にスライドが働かない場合には、

最低保障額 = 労災年金額 - 社会保険年金額…①

となる。

(ロ) 労災年金にスライドが働く場合は、従来は、労災年金額から減じる社会保険年金の額を当該労災年金に係るスライド率で除すこととされていた（旧労災令第3条第2項及び第3項、第5条第2項及び第3項、第7条第2項及び第3項、附則第8項及び附則第9項並びに附則第12項及び附則第13項）。これは、労災年金の額が、最低保障額が求められた後にスライド率が乗じられることとなっているため、最低保障額を求める際には、労災年金の額(スライド改定される前の額)から減じる社会保険年金の額を当該スライド率で除しておく必要があるからである。

これを数式で表すと、下記のとおりとなる。

最低保障額 = 労災年金額 - 社会保険年金額 / α …②

最低保障額が適用される給付額 = $\alpha \times$
(労災年金額 - 社会保険年金額 / α)

(α : 労災年金に係るスライド率) …③

(ハ) 今後は、労災年金額には既にスライドが加味されていることとなるため、スライドが働く場合の最低保障額の算定式は、

最低保障額 = 労災年金額 (スライド後)
- 社会保険年金額

となるが、これは結果としては③、更には①の式と同様である。

したがって、スライドが働く場合もスライドが働かない場合も、①の式で対応可能ということになり、旧労災令第3条第2項のような規定は削除することとした。

二 その他の規定の整備

法、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)、労災令、労災則、徴収則その他の関係法令につき、所要の規定の整備を行った。

このうち、徴収則については、法の条文移動に伴う形式整備のほか、特別加入者に係る労災保険料の算定の基礎となる給付基礎日額につき、スライド前の給付基礎日額とするよう規定の整備を図った(新徴収則第21条、第22条及び第23条の2)。これは、旧徴収則第21条、第22条及び第23条の2の規定では、特別加入者に係る労災保険料の算定の基礎となる給付基礎日額は、労災則で定める給付基礎日額とすることとなっていたが、特別加入者に係る年金・一時金についても給付基礎日額自体をスライドさせる方式に変更されたことに伴い、給付基礎日額が1つに定まらなくなったためである。

(4) 経過措置

イ 施行日前の期間に係る保険給付の額等

改正法第1条の施行日(平成2年8月1日)前の期間に係る年金たる保険給付の額又は同日前に支給事由が生じた一時金の額については、同日以後に支払われる場合であっても、旧法の規定により算定した額によることとした(改正法附則第2条第1項)。

労働省令で定めることとなっている葬祭料及び葬祭給付並びに障害補償年金前払一時金、遺族補償年金前払一時金、障害年金前払一時金及び遺族年金前払一時金の額についても、同様とした(改正省令附則第3条第1項)。

ロ 換算率に係る経過措置

上記(3)イに関し、施行日前に支給された年金・一時金については、毎年必ずスライドされたものとはなっていないので、差額一時金の額を算出するための支給された遺族補償年金等の額の合計額を計算するに当たり、当該支給された遺族補償年金等の額に乘すべき換算率の算定のための算定式「差額一時金の支給事由発生日の属する年度の前年度又は前々年度の平均給与額 / 既支給年金の支給対象月の属する年度の前年度又は前々年度の平均給与額」の分母を「算定事由発生日の属する年度(当該年金・一時金がスライド改定された場合には、直近のスライド改定があった年度)の平均給与額」に読み替える必要がある。

これを図示すると、〔別図2〕のとおりとなる。

これにより算出された換算率は、毎年8月から翌年7月までに支給事由が生じる差額一時金に関して当該年の7月中に告示されることとなるので、実際の計算は、算定事由発生日の属する年度又は直近のスライド改定月の属する年度の前年度(各年4月から翌年3月までの期間)に応じて告示される率を当該支給された年金・一時金の額に乘じて算定することとなる。

2 遺族補償給付又は遺族給付の受給資格決定に係る生計維持の認定

遺族補償給付又は遺族給付の受給資格に係る生計維持の認定については、従来から、昭和41年10月22日付け基発第1108号通達により行ってきたところであるが、平成元年12月25日の労働者災害補償保険審議会の建議(参考2)を踏まえ、一部その内容を改めるとともに、当該生計

維持の認定基準を労働省労働基準局長が定めることにつき省令に根拠を持たせることとした。なお、その基準は、遺族と当該労働者との同居の事実の有無、当該労働者以外の扶養義務者の有無その他の事項を基礎として定めることとした(新労災則第14条の4)。

おって、当該生計維持の認定基準の改正内容については、別途通達する。

第2 特別支給金関係

1 特別給与を基礎とする特別支給金のスライド方式の変更

保険給付のスライドを恒久措置化し、給付基礎日額をスライドさせる方式に改めたこととの均衡から、特別支給金のスライドについても、従来暫定措置として行われていた(旧特支則附則第10項及び附則第11項)ものを恒久措置化し、算定基礎日額をスライドさせる方式に改めた(新特支則第6条第5項)。

(1) 算定基礎年額

イ 原則

特別支給金(休業特別支給金を除く。)のうちスライドが行われるものは、ボーナス等の特別給与(労働基準法第12条第4項の3箇月を超える期間ごとに支払われる賃金をいう。以下同じ。)を算定の基礎とする障害特別年金、障害特別一時金、遺族特別年金、遺族特別一時金及び障害特別年金並びに障害特別年金差額一時金である。

これらの特別支給金(以下「ボーナス特支金」という。)の算定の基礎となる算定基礎年額は、原則として算定事由発生日以前1年間(雇入後1年に満たない場合は、雇入後の期間)に当該労働者に支払われた特別給与の総額とし(特支則第6条第1項本文)、これによることが適当でないと認められるときは、労働省労働基準局長が定める基準に従って算定する額を算定基礎年額とすることとされている(特支則第6条第1項ただし書)。

ロ 最高限度額その1

(イ)従来は、上記イにより算定された算定基礎年額が、当該労働者の法第8条の給付基礎日額(年金たる保険給付については、旧法第8条の2第1項の年金給付基礎日額)に365を乗じて得た額の100分の20に相当する額を超えるときは、当該100分の20に相当する額を算定基礎年額とすることとされ(旧特支則第6条第2項)、ボーナス特支金がスライド改定される場合であって、給付基礎日額が旧法第8条の2第2項第1号又は第2号の最低・最高限度額となる場合においては、上記イにより算定された算定基礎年額に当該スライド改定に用いる率を乗じて得た額と当該100分の20に相当する額(最低・最高限度額 $\times 365 \times 20 / 100$)とを比較し、後者が小さいときには、当該100分の20に相当する額を当該スライド改定に用いる率で除して得た額を算定基礎年額とすることとされていた(旧特支則附則第12項)。

(ロ)今回は、給付基礎日額そのものがスライド改定されるので、そのスライド改定後の給付基礎日額(年金たる保険給付にあつては、新法第8条の2第2項の年金給付基礎日額を含む。)に365を乗じて得た額の100分の20に相当する額を算出し、上記イにより算定された算定基礎年額にも当該スライド改定に用いる率(年金たる保険給付にあつては、法第8条の2第2項の最低・最高限度額の適用がないものとしたときの新法第8条の2第1項第2号のスライド改定に用いる率を含む。)を乗じて両者を大小比較することとし、当該100分の20に相当する額の方が小さい場合には、当該100分の20に相当する額を当該スライド改定に用いる率で除して得た額を算定基礎年額とすることとした(新特支則第6条第3項)。

ハ 最高限度額その2

(イ)従来は、上記イ及びロ(イ)により算定された算定基礎年額が150万円を超えるときは、150万円を算定基礎年額とすることと

され(旧特支則第6条第4項)、ボーナス特支金がスライド改定される場合においては、上記イ及びロ(イ)により算定された算定基礎年額に当該スライド改定に用いる率を乗じて得た額と150万円とを比較し、後者が小さいときには、当該150万円を当該スライド改定に用いる率で除して得た額を算定基礎年額とすることとされていた(旧特支則附則第13項)。

(ロ) 今回は、上記イ及びロ(ロ)により算定された算定基礎年額と、150万円を給付基礎日額のスライド改定に用いる率で除して得た額とを比較し、後者が小さいときには、当該150万円を当該スライド改定に用いる率で除して得た額を算定基礎年額とすることとした(新特支則第6条第4項)。

(2) 算定基礎日額

イ 従来の取扱い

算定基礎年額を365で除して得た額を算定基礎日額とすることとされていた(旧特支則第6条第5項)。

これに所定日数を乗じて得た額(特支則別表第三遺族特別一時金の項第2号の遺族特別一時金(以下「第2号の遺族特別一時金」という。))又は障害特別年金差額一時金にあっては、算定基礎日額に所定日数を乗じて得た額から、支給されたボーナス特支金の額の合計額を控除して得た額)がボーナス特支金の額であって、当該ボーナス特支金の額は、暫定措置として、旧法第64条第1項の規定の例により、その額をスライドさせることとなっていた(旧特支則附則第10項)。

第2号の遺族特別一時金及び障害特別年金差額一時金については、下記(3)で後述する。

ロ 今回の改正後の取扱い

今回の改正では、ボーナス特支金のスライドを恒久措置化するとともに、給付額をスライドさせる方式から、いわゆる算定基礎日額をスライドさせる方式に改めることとした。

具体的には、算定基礎年額を365で除して得

た額を当該特別支給金に係る保険給付(当該特別支給金を支給される根拠となる保険給付をいう。例えば、障害特別年金については障害補償年金又は障害年金をいう。)の額の算定に用いる給付基礎日額とみなして、スライドに係る規定を適用して得た額を、算定基礎日額とすることとした(新特支則第6条第5項)。

(3) 第2号の遺族特別一時金及び障害特別年金差額一時金

第2号の遺族特別一時金及び障害特別年金差額一時金の額を算定するに当たり、一定額から控除すべき支給されたボーナス特支金の額の計算については、新法第16条の6第2項及び新労災則附則第17項から第19項までの規定に準じることとした(新特支則別表第三遺族特別一時金の項第2号、新特支則附則第7項)。

(4) その他の規定の整備

同一部位における加重障害の場合の障害特別年金差額一時金の額については、従来は、旧労災則附則第17項(新労災則附則第20項に該当する。)を準用していた(旧特支則附則第9項)が、読替えが複雑になるので、新労災則附則第20項に準じて書き下ろすこととした(新特支則附則第8項)。

その他条文移動に伴う形式整備等所要の規定の整備を行った。

(5) 経過措置

イ 施行日前の期間に係る年金たる特別支給金の額等

改正省令の施行日(平成2年8月1日)前の期間に係る年金たる特別支給金の額並びに同日前に支給事由が生じた障害特別一時金及び遺族特別一時金の額については、同日以後に支払われる場合であっても、旧特支則の規定により算定した額によることとした(改正省令附則第4条第1項)。

ロ 換算率に係る経過措置

上記(3)により、第2号の遺族特別一時金及び障害特別年金差額一時金の額を算定するに当たり、一定額から控除すべき支給された

ボーナス特支金の額の計算については、新法第16条の6第2項及び新労災則附則第17項から第19項までの規定に準じることとしたが、経過措置についても、これらの規定に関する経過措置に準じて規定することとした（改正省令附則第4条第2項及び第3項）。

2 特別支給金として支給される差額支給金に関する規定の改正

(1) 給付基礎日額スライド方式への移行に伴う規定の整備

イ 特別支給金として支給される差額支給金は、昭和52年4月1日から施行された労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（昭和51年法律第32号）第1条の規定により、長期傷病補償給付及び長期傷病給付が廃止され、傷病補償年金及び傷病年金が新設されたことに伴い、長期傷病特別支給金が廃止されたが、これに対する経過措置及び暫定措置として、昭和52年改正省令附則第6条により設けられたものである（昭和52年3月30日付け労働省発労徴第21号・基発第192号通達の記12の(2)のイ参照）。

ロ 上記差額支給金は、傷病補償年金又は傷病年金の受給権者が、その受ける傷病補償年金又は傷病年金の額と傷病特別年金の額との合計額が、その者の給付基礎日額の292日分相当額（当該傷病補償年金又は傷病年金の額がスライドされるときは、そのスライド率を乗じて得た額）に満たないときは、その差額を特別支給金としてその受給権者に支給するものであった（旧昭和52年改正省令附則第6条第1項）が、傷病補償年金又は傷病年金の額をスライドさせる方式から、傷病補償年金又は傷病年金に係る給付基礎日額をスライドさせる方式に移行したことから、「給付基礎日額の292日分相当額」にさらにスライド率を乗じることがはしないこととした（新昭和52年改正省令附則第6条第1項）。

(2) 厚生年金等との併給調整の場合における規定の整備

イ 旧昭和52年改正省令附則第6条第1項は、給付基礎日額の292日分相当額との差額を求める「傷病補償年金又は傷病年金の額と傷病特別年金の額との合計額」のうち「傷病補償年金又は傷病年金の額」が法別表第1第1号から第3号まで等に規定する同一事由による厚生年金等と併給される場合について明確に規定していなかったことから、このような場合には、厚生年金等との併給調整が行われる前の「傷病補償年金又は傷病年金の額」を用いることを明記することとした（新昭和52年改正省令附則第6条第1項中最初の括弧書）。

ロ また、厚生年金等との併給調整の場合の傷病等級第2級に該当する者の差額支給金については、傷病補償年金又は傷病年金の額、傷病特別年金の額及び差額支給金の合計額が傷病等級第3級に該当する者より少なくならないよう修正を行った（新昭和52年改正省令附則第6条第1項中最後から2番目の括弧書）。

(イ) 従来は、厚生年金等との併給調整がある場合でも、傷病等級第2級に該当する者の差額支給金は給付基礎日額の15日分から傷病特別年金の額を減じた額、傷病等級第3級に該当する者の差額支給金は給付基礎日額の47日分から傷病特別年金の額を減じた額に相当することになっていた。

したがって、厚生年金等との併給調整がある場合の保険給付及び特別支給金の支給総額（以下「支給総額」という。）は、傷病等級第2級に該当する者は給付基礎日額の217.21日分、傷病等級第3級に該当する者は給付基礎日額の225.85日分（いずれも、調整率を0.73として計算）となり、厚生年金等の支給額を考慮に入れなければ、症状の重い傷病等級第2級に該当する者の方が症状の軽い傷病等級第3級に該当する者より支給総額が少なくなっていた。

(ロ) そこで、厚生年金等との併給調整の場合における傷病等級第2級に該当する者の差額支給金を、支給総額の上で傷病等級第3

級に該当する者と同額となるように修正した。

(ハ) 上記改正に合わせて、新昭和52年改正省令附則第6条第2項の所要の規定の整備を行った。

(3) 経過措置

改正省令の施行日(平成2年8月1日)前の期間に係る差額支給金の額については、同日以後に支払われる場合であっても、旧昭和52年改正省令附則第6条の規定により算定した額によることとした(改正省令附則第5条)。

(参考1)

昭和55年12月5日付け基発第673号記第1の2の(1)

ロ(イ)また、年金給付たる保険給付の額のスライドの発動要件である賃金水準の算定基礎となる毎月勤労統計の平均給与額としては、毎月勤労統計における全産業の労働者1人当たりの毎月きまって支給する給与額(以下「平均定期給与額」という。)の4月分から翌年3月分までの各月分の合計額を用いているが、毎月勤労統計の調査対象事業所の抽出替えが行われたことにより(毎月勤労統計の甲調査(規模30人以上の事業所を対象とする調査)においては3年に一度調査対象事業所の抽出替えが行われている。)、これをそのまま用いることが適当でないと認められる場合には、毎月勤労統計において調査対象事業所の抽出替えに伴って修正が行われた後の賃金指数に基づいて以下の算式により補正した4月分から翌年3月分までの各月分の合計額を平均給与額とすることとされた(新労災則附則第25項ただし書及び第28項関係)。

$$\frac{W \times E + W' \times E'}{E + E'}$$

上記の式において、W、W'、E及びE'は、それぞれ次の値を表わすものである。

W 規模5人から29人までの事業所に雇用される常用労働者に係る平均定期給与額

E 規模5人から29人までの事業所に雇用される常用労働者数

W' 規模30人以上の事業所に雇用される常用労働者に係る抽出替え月(注)の平均定期給与額×算出する月の修正後の賃金指数/抽出替え月の賃金指数

E' 規模30人以上の事業所に雇用される常用労働者数

(注)毎月勤労統計における甲調査の調査対象事業所の抽出替えが行われた月をいう。直前の抽出替えは昭和54年4月に行われた。

(参考2)

平成元年12月25日 労働者災害補償保険審議会建議(抄)

労働者災害補償保険制度の改善について

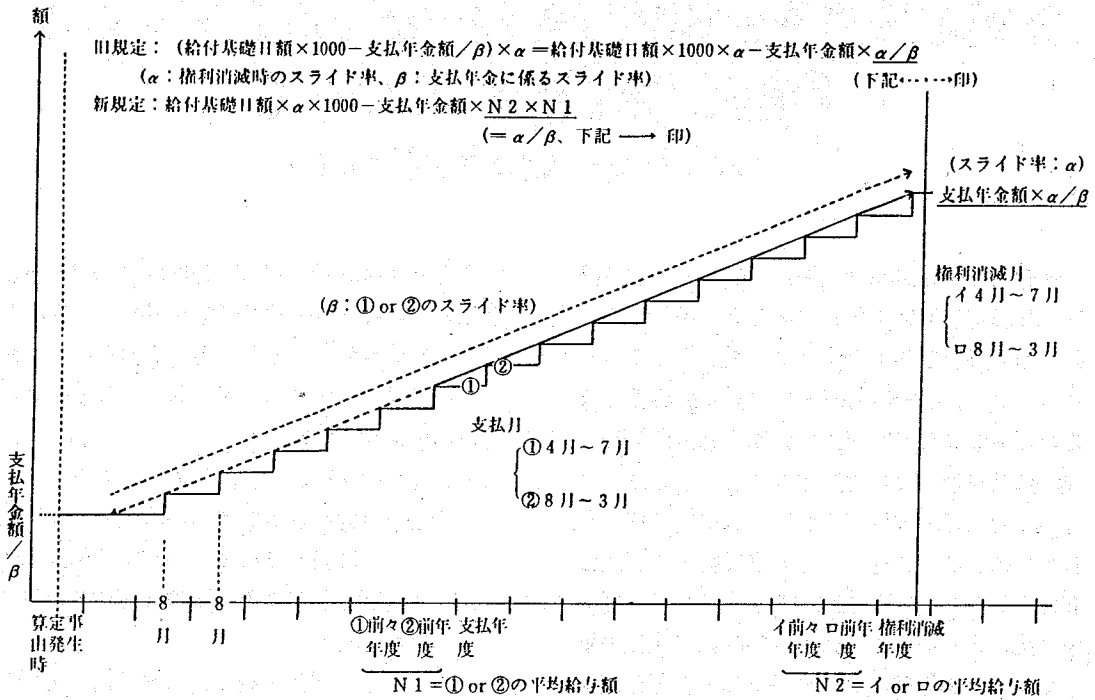
記

2 公平・均衡を図る観点からの改善

(4) 遺族補償年金の受給資格認定要件の整備
遺族補償年金の受給資格に関し、三世代同居等の場合で、祖父母、孫等であって被扶養利益がないと思われる者の生計維持要件の認定がより適正に行われるよう所要の整備を行う。

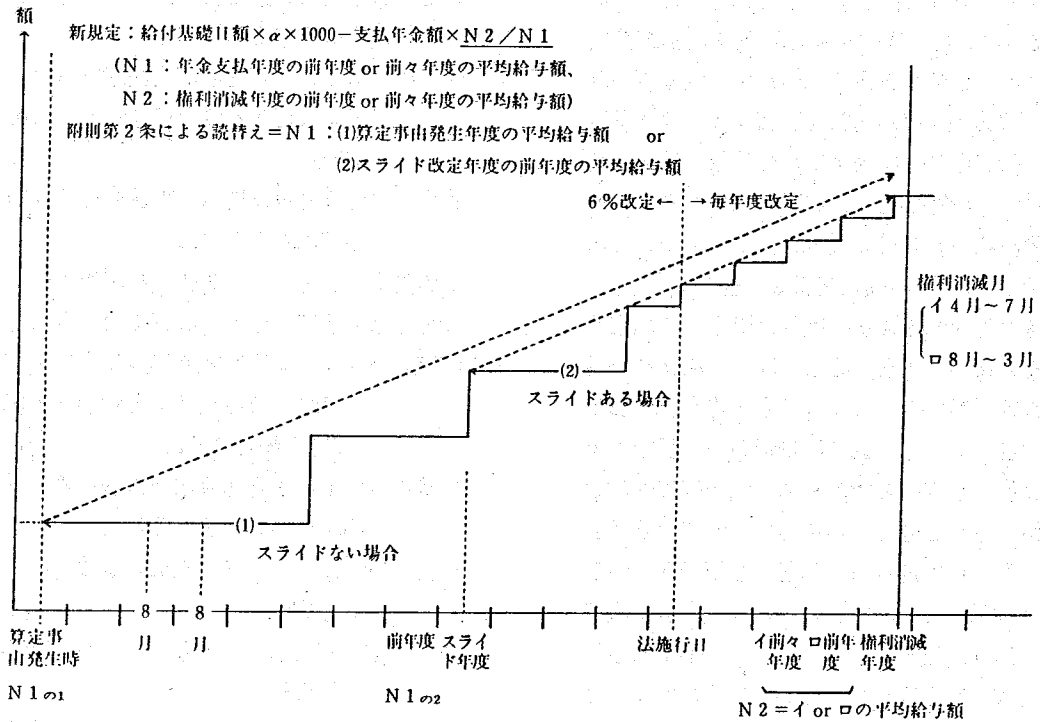
[別図1]

遺族補償一時金（第2号の一時金）の計算において
施行日後に支払われる遺族補償年金の額の算定方法（第16条の6第2項）



[別図2]

遺族補償一時金（第2号の一時金）の計算において
施行日前に支払われる遺族補償年金の額の算定方法（改正法附則第2条）



労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律 の施行(第2次分)について

平成2年9月28日 労働省基発第588号

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(平成2年法律第40号)による労災保険制度の改正の大綱及び第1次施行分の実施細目については、既に平成2年6月22日付け労働省発基第43号及び平成2年7月31日付け労働省発勞徴第55号・基発第484号により通達されたところであるが、今般、同法の第2次施行分が平成2年10月1日から施行され、これに伴い、労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成2年労働省令第24号)並びに労働者災害補償保険法の規定による休業補償給付等に係る給付基礎日額の算定に用いる率を定める告示(平成2年労働省告示第75号)、労働者災害補償保険法の規定による年金たる保険給付等に係る給付基礎日額の算定に用いる率を定める告示(平成2年労働省告示第76号)、労働者災害補償保険法第8条の2第2項第1号及び第2号の労働大臣が定める額に関する告示(平成2年労働省告示第77号)、労働者災害補償保険法第16条の6第2項等の労働大臣が定める率に関する告示(平成2年労働省告示第78号)、労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める告示(昭和35年労働省告示第10号)の一部を改正する告示(平成2年労働省告示第79号)及び休業補償給付及び休業給付の額の改定に関する特則(昭和52年労働省告示第24号)を廃止する告示(平成2年労働省告示第80号)が制定され、同日から施行されることとなった。また、労働者災害補償保険法施行令の一部を改正する政令(平成2年政令第20号)のうち第2次施行分が同日から施行されることとなった。

さらに、別紙のとおり労災就学等援護費に関

する通達(昭和45年10月27日付け基発第774号及び昭和54年4月4日付け基発第160号)の一部を改正し、平成2年10月1日から施行することとした。については、下記事項に留意の上、事務処理に遺憾なきを期されたい。

(注) 法令の略称は、次のとおりである。

改正法＝労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(平成2年法律第40号)

法＝労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)

旧法＝改正法第2条による改正前の労働者災害補償保険法

新法＝改正法第2条による改正後の労働者災害補償保険法

改正令＝労働者災害補償保険法施行令の一部を改正する政令(平成2年政令第220号)

労災令＝労働者災害補償保険法施行令(昭和52年政令第33号)

旧労災令＝改正令による改正前の労災令

新労災令＝改正令による改正後の労災令

改正省令＝労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成2年労働省令第24号)

労災則＝労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年労働省令第22号)

旧労災則＝改正省令第1条による改正前の労災則

新労災則＝改正省令第1条による改正後の労災則

特支則＝労働者災害補償保険特別支給金支給規則(昭和49年労働省令第30号)

旧特支則=改正省令第2条による改正前の
特支則

新特支則=改正省令第2条による改正後の
特支則

昭和52年改正省令=労働者災害補償保険特
別支給金支給規則の一
部を改正する省令(昭
和52年労働省令第7号)

目次

第1 保険給付関係

1 休業補償給付等のスライド制の改善

- (1) 改正の趣旨及び概要
- (2) スライド率の算出方法
- (3) 関係規定の整備
- (4) 経過措置

2 長期療養者の休業給付基礎日額への年齢 階層別最低・最高限度額の設定

- (1) 改正の趣旨及び概要
- (2) 具体的適用
- (3) 関係規定の整備
- (4) 経過措置

第2 特別支給金関係

1 休業特別支給金

2 その他の規定の整備

3 経過措置

- (1) 施行日前に支給事由が生じた休業特別
支給金の額
- (2) その他の経過措置

第3 労災就学等援護費に関する通達の一部改 正関係

記

第1 保険給付関係

1 休業補償給付等のスライド制の改善

(1) 改正の趣旨及び概要

イ 改正の趣旨

近年における賃金上昇率の鈍化、年金・一

時金のスライドをいわゆる完全自動賃金ス
ライド制としたこと等にかんがみ、休業補償給
付及び休業給付(以下「休業補償給付等」と
いう。)のスライド発動要件を緩和するとと
もに、年金・一時金のスライド方式と同様、
給付額をスライドさせる方式から給付基礎日
額をスライドさせる方式に改め、また、スラ
イド率の算定につき事業場の規模又は産業の
別を問わず一律とすることとしたものである。

ロ 改正の概要

(イ) 従来は、休業補償給付等のスライドにつ
いては、被災労働者と同一の事業場におけ
る同種の労働者の平均給与額(従業員1000
人未満規模の事業場においては、毎月勤労
統計における当該事業場の属する産業に係
る毎月きまって支給する給与の労働者一人
当たり1箇月平均額。以下同じ。)が事故発
生日の属する四半期の平均給与額の100分
の120を超え、又は100分の80を下るに至っ
た場合に、その四半期の翌々四半期に、そ
の比率に応じて休業補償給付等の額を改定
して支給する(改定後の改定は、これに準
ずる。)こととなっていた(旧法第14条第2
項及び第22条の2第3項並びに労働基準法第
76条第2項及び第3項)。

(ロ) 今回の改正により、休業補償給付等の額
の算定に用いる給付基礎日額(以下「休業
給付基礎日額」という。)のスライドとし
て、算定事由発生日(新法第8条第1項の算
定事由発生日をいう。以下同じ。)の属す
る四半期(スライドされた場合にあつては、
スライド改定時の四半期の前々四半期)の
平均給与額(毎月勤労統計における調査産
業計の毎月きまって支給する給与の1人当
たり1箇月平均額をいう。)の100分の110を
超え、又は100分の90を下るに至った場合に、
その比率を基準として労働大臣が定める率
を法第8条の給付基礎日額(スライドされた
場合にあつては、スライド後の額)に乘じ
て得た額を、当該四半期の翌々四半期の初

日以後に支給事由が生じた休業補償給付等に係る休業給付基礎日額とすることとした(新法第8条の2第1項第2号)。

(ハ) 休業補償給付等の額をスライドさせる方式から休業給付基礎日額をスライドさせる方式に改めた理由は、年金たる保険給付の場合と同様である(平成2年7月31日付け労働省発勞徴第55号・基発第484号通達の記の第1の1(1)ロ(ハ)参照。)

(ニ) スライドの発動要件たる賃金変動率を10%とした理由は、

① 年金・一時金のスライドの改善についても、20%→10%という経過をたどったこと、

② スライドが導入された昭和27年直後の状況をみると3年に1回程度はスライドされていたところであり、最近の3%程度の賃金上昇の動向からみて変動幅を10%程度に引き下げることで、一応制度発足時の機能を回復できると考えられること等である。

(ホ) スライド率の算定につき事業場の規模又は産業の別を問わず一律とすることとした理由は、

事業場別スライドに関し平均給与額につき事業主の証明が必要とされていたり(旧労災則第13条第4項及び第18条の7第2項)、産業ごとに適用するスライド率が異なるため、スライド発動要件の緩和に伴い、労使双方への負担や休業補償給付等の額の計算の煩雑さが更に増すためである。

(2) スライド率の算出方法

スライド率の算出に当たっては、各四半期における平均給与額を計算しなければならないが、この平均給与額は、法第8条の2第1項第2号の原則に特に修正を加えることなく、毎月勤労統計における四半期ごとの労働者1人当たりの毎月きまって支給する給与の一月平均額によることとした(新労災則第9条の2)。

(3) 関係規定の整備

イ 厚生年金等との併給調整の場合における最低保障額に関する規定の整備

(イ) 同一の事由により障害厚生年金等の社会保険年金(国民年金法(昭和34年法律第141号)第30条の4の障害基礎年金を除く。)と休業補償給付等とが併給される場合には、休業補償給付等に一定の率を乗じて休業補償給付等を減額することとしている(新法第14第2項(旧法第14第4項)及び第22条の2第2項並びに国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第116条第7項及び第8項)。

この際、休業補償給付等の減額分が大き過ぎると、社会保険年金を受ける権利を有している者の休業補償給付等と社会保険年金の受給額の合計額が減額前の休業補償給付等の額に満たなくなりかえって不利になるので、これを避けるため、併給調整後であっても少なくとも労災保険の給付額は保障されるよう、休業補償給付等の額の最低保障額を定めている(旧労災令第1条並びに附則第15項及び附則第16項)。

この最低保障額を数式で表すと、

最低保障額 = 休業補償給付等の額 - 社会保険年金額 / 365
となる。

(ロ) 休業補償給付等にスライドが働く場合は、従来は、休業補償給付等の額がスライド改定後の額であることを明記していたが、今回の改正により休業補償給付等の額はスライド後の給付基礎日額を基礎として算定されるため当然にスライド後の額となり、このような明記は不要となったので、この規定を削除した(新労災令第1条並びに附則第12項及び附則第13項)。

ロ 給付基礎日額の最低保障額のスライド率による割戻し規定の整備

従来は、休業補償給付等がスライドされた場合であって、平均賃金相当額にスライド率(平均賃金相当額の100分の60に乗ずべき率。

以下「通算スライド率」という。)を乗じて得た額が最低保障額に満たない場合は、最低保障額を当該スライド率で割り戻した額を法第8条の給付基礎日額とすることとしていた(旧労災則第9条第4号ただし書二)。

今回は、スライド後の給付基礎日額を平均賃金相当額で除して得た率が通算スライド率となるので、その率により最低保障額を割り戻すこととするなど、規定の整備を行った(新労災則第9条第4号ただし書口)。

ハ 個別事業主による平均給与額の証明の廃止

個別事業場単位でのスライド制の廃止に伴い、個別事業主による平均給与額の証明に関する規定(旧労災則第13条第4項及び第18条の6の2第2項)を削除した。

ニ その他の規定の整備

法、労災令、労災則及び労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令(昭和62年労働省令第2号)につき、法令の条文移動等に伴う所要の規定の整備を行った。

(4) 経過措置

イ 施行日前にスライドされた休業補償給付等のスライドに係る経過措置

改正法第2条の施行日(平成2年10月1日)前に旧法の規定によりスライドされた休業補償給付等を新法の規定によりスライドさせる場合には、当該旧法の規定による最後のスライド改定時の四半期の前々四半期(日日雇い入れられる者にあつては、スライド改定時の四半期の属する年の前年の7月から9月までの期間)の平均給与額を基礎としてスライド率を算定し、当該旧法の規定によるスライド改定時の休業補償給付等の額の60分の100に当該算定したスライド率を乗じることによりスライドさせることとした(改正法附則第4条及び改正省令附則第2条)。

ロ 施行日前に支給事由が生じた休業補償給付等の額

改正法第2条の施行日(平成2年10月1日)前に支給事由が生じた休業補償給付等の額につ

いては、同日以後に支払われる場合であっても、旧法の規定により算定した額によることとした(改正法附則第3条)。

ハ 個別事業主の証明に関する経過措置

改正省令の施行日(平成2年10月1日)前に支給事由が生じた休業補償給付等に係る個別事業主の平均給与額の証明書の添付については、上記(3)ハで説明した廃止の措置にかかわらず、なお従前の例によることとした(改正省令附則第3条第3項)。

2 長期療養者の休業給付基礎日額への年齢階層別最低・最高限度額の設定

(1) 改正の趣旨及び概要

イ 改正の趣旨

昭和62年2月1日に、年金たる保険給付については、若年時被災者の年金額が生涯にわたって低額のまま据え置かれるなど被災時の年齢による不均衡の是正を図ること等のため、当該保険給付に係る給付基礎日額について年齢階層別最低・最高限度額制度が導入された(労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律(昭和61年法律第59号)による改正。昭和62年1月31日付け基発第42号通達の記の第1の1(1)参照)。

その後、休業補償給付等についても、支給が長期化する例が増え、年金と同様な年齢間の不均衡の問題に加えて、傷病補償年金や傷病年金(療養開始後1年6箇月を経過して症状の重い者に支給)には最高限度額が適用されるのに、かえって症状の軽い者の方が最高限度額が適用されないという不均衡が顕在化してきたことから、療養開始後1年6箇月を経過した者に支給する休業補償給付等に係る休業給付基礎日額に、年金たる保険給付と同様の年齢階層別最低・最高限度額制度を導入することとした(新法第8条の2第2項)。

ロ 改正の概要

改正の内容は、下記(2)に規定する内容を

除き、年金たる保険給付に係る給付基礎日額の年齢階層別最低・最高限度額制度と同様の内容とした(新法第8条の2第2項並びに新労災則第9条の3及び第9条の4。昭和62年1月31日付け基発第42号通達の記の第1の1(2)イ及びロ参照。)

(2) 具体的適用

イ 「1年6箇月を経過した日」の特定

「療養を開始した日から起算して(注1)1年6箇月を経過した日(注2)」(新法第8条の2第2項)とは、療養の開始の日の属する月の翌月から起算して18箇月目の月において当該療養の開始の日に相当する日(相当する日がない場合は、当該18箇月目の末日の翌日)である(法第43条及び民法第143条第2項)。

例えば、平成2年10月3日に療養を開始した場合には、平成2年11月から起算して18箇月目の月である平成4年4月の3日が「1年6箇月を経過した日」となり、平成2年10月31日に療養を開始した場合には、18箇月目の月である平成4年4月には31日に相当する日がないので、平成4年5月1日が「1年6箇月を経過した日」となる。

(注1) 法第43条及び民法第140条によると、期間の初日は算入しないこととされているが、新法第8条の2第2項はこの特例である。

(注2) 一般に、「(一定の期間を)経過した日」とは、一定の期間の満了日と解されている。

ロ 被災労働者の年齢の計算

被災労働者の年齢の計算に関しては、休業補償給付等の額は1日単位で計算されるものであるため、年金たる保険給付のように被災労働者の年齢を1年単位でみる(最低・最高限度額の適用を1年間固定する)合理性はないが、一方、日ごとに被災労働者の年齢をみて最低・最高限度額の適用を変更するのは事務処理上煩雑であるため、四半期の初日ごとに被災労働者の年齢をみることにした(新法

第8条の2第2項)。

ハ 公示方法

統計上、年齢階層別最低・最高限度額が判明する時期(6月頃)との関係等を考慮し、休業補償給付等についても、年金たる保険給付と同様、毎年8月から翌年7月までの期間ごとに年齢階層別最低・最高限度額を設定することとし、その年の7月31日までに告示することとした(新労災則第9条の4第6項)。

(3) 関係規定の整備

イ 一部休業の場合の考え方

休業給付基礎日額が最高限度額の適用を受けて減額される場合であって、1日の所定労働時間のうち一部につき就労した場合については、最高限度額を適用しないこととした場合の休業給付基礎日額から一部受けた賃金を控除し、その残額につき最高限度額を適用することとした(新法第14条第1項ただし書)。

これは、先に最高限度額を適用して給付基礎日額を減額した後、一部受けた賃金を控除する場合、一部受けた賃金の額が最高限度額以上であれば、休業補償給付等の額が0円となるが、労働基準法の休業補償には最高限度額の適用がないため休業補償の義務は残る(労働基準法第38条)場合もあるなど不都合が生じるからである。

ロ その他の規定の整備

年金たる保険給付に係る給付基礎日額の年齢階層別最低・最高限度額に関する規定は、休業給付基礎日額の年齢階層別最低・最高限度額に関する規定を準用する形式とした(新法第8条の3第2項)が、内容は従来と変わらないものである。

(4) 経過措置

イ 施行日前に支給事由が生じた休業補償給付等の額

上記1(4)ロと同様である。

ロ 継続休業者に係る経過措置

改正法第2条の施行日(平成2年10月1日)前に療養を開始した者(以下「継続休業者」と

いう。)については、受給者に急激な変化を生じさせることを防止する観点から、同日以後に療養を開始した者との均衡を考慮して、同日に療養を開始したものとみなすこととした(改正法附則第5条)。

この結果、継続休業者に対し、実際に休業給付基礎日額に係る年齢階層別最低・最高限度額が適用されるのは、平成2年10月1日から起算して1年6箇月を経過した日である平成4年4月1日以後である。

なお、施行日以後に療養を開始した者の最も早い療養開始日は、平成2年10月1日であるから、継続休業者も新規休業者も平成4年4月1日までは年齢階層別最低・最高限度額の適用がないことになる。

ハ 公示に係る経過措置

上記ロとの関係で、年齢階層別最低・最高限度額の公示に関する規定(新労災則第9条の4第6項)は、平成4年4月1日前に支給事由が生じた休業補償給付等については適用しないこととするなど、所要の経過措置を設けた(改正省令附則第3条第1項及び第2項)。

第2 特別支給金関係

1 休業特別支給金

休業特別支給金の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額を新法第8条の2第1項又は第2項の休業給付基礎日額(スライドの規定や年齢階層別最低・最高限度額の規定を適用した後の給付基礎日額)とすることとするとともに、一部休業の場合に関する所要の整備(上記第1の2(3)イ参照)を行った(新特支則第3条第1項)。

また、これに伴い、休業特別支給金の額をスライドさせる規定(旧特支則第3条第3項及び第4項)を削除した。

2 その他の規定の整備

休業特別支給金のスライドにつき、個別事業場ごとのスライド方式を廃止したことに伴い、事業主の平均給与額の証明に関する規定(旧特支則第3条第7項)を削除したほか、特支則及び

昭和52年改正省令につき、法令の条文移動等に伴う所要の整備を行った。

3 経過措置

(1) 施行日前に支給事由が生じた休業特別支給金の額

改正省令の施行日(平成2年10月1日)前に支給事由が生じた休業特別支給金の額については、同日以後に支払われる場合であっても、旧特支則の規定により算定した額によることとした(改正省令附則第4条第1項)。

(2) その他の経過措置

改正省令の施行日(平成2年10月1日)前に支給事由が生じた休業特別支給金に係る個別事業主の平均給与額の証明の廃止(上記2参照)につき上記第1の1(4)ハと同様の経過措置を規定した(改正省令附則第4条第2項)。

第3 労災就学等援護費に関する通達の一部改正関係

年金給付基礎日額に関する法律の規定が、旧法第8条の2から新法第8条の3に移動したことに伴い、別紙のとおり労災就学等援護費支給要綱(昭和45年10月27日付け基発第774号)第3項第1号ただし書の文言の整理を行うこととし、あわせてこの際従来一度重なる同要綱の改正と整合性がとれるように昭和45年10月27日付け基発第774号通達本文及び昭和54年4月4日付け基発第160号通達本文を一部改正することとした(形式整備にとどまり、内容の変更はない)。

なお、同要綱第3項第1号ただし書は、労災就学等援護費を申請する者が受ける年金たる保険給付に係る年金給付基礎日額が一定額(平成2年9月28日現在では14,000円)を超える場合(いったん労災就学等援護費が支給されることとなった場合を除く。)には、労災就学等援護費が支給されない旨を定めるものである。

別紙

昭和45年10月27日付け基発第774号通達及び昭

和54年4月4日付け基発第160号通達の一部改正

1 昭和45年10月27日付け基発第 774号通達本文を次のように改正する。

(1) 記の1中「保険施設」を「保険施設(昭和51年7月1日以後は労働福祉事業。2(2)において同じ。)」に改める。

(2) 記の2を次のように改正する。

(1)中「2に掲げる者」を「3に掲げる者」に改める。

(2)中「給付基礎日額が4,000円以下(スライドによって、年金額が引き上げられた者については、給付基礎日額にスライド率を乗じて得た額が4,000円以下)」を「法第8条の3第1項の年金給付基礎日額が要綱3の(1)ただし書に規定する額以下」に、「給付基礎日額が4,000円をこえる者」を「法第8条の3第1項の年金給付基礎日額が要綱3の(1)ただし書の規定する額を超える者」に改める。

(5)中「要綱2の(1)」を「要綱3の(1)イ」に、「要綱2の(2)」を「要綱3の(1)ロ」に改める。

(6)中「要綱2の(2)」を「要綱3の(1)ロ」に改める。

(7)中「要綱2の(2)及び(4)」を「要綱3の(1)ロ、ニ及びホ」に改める。

(8)中「要綱2の(2)及び(4)」を「要綱3の(1)ハ、ニ及びホ」に、「要綱2の(2)」を「要綱3の(1)ロ」に改める。

(3) 記の3を次のように改正する。

(3)中「要綱3の(3)により、月額2,500円である」を「要綱4の(1)ハによる」に改める。

(4)中「要綱3の(4)により、月額5,000円である」を「要綱4の(1)ニによる」に改める。

(4) 記の4を次のように改正する。

(3)中「要綱4」を「要綱5の(1)イ」に、「第1条第2項、第3条の2第5項又は第8

条の2第5項」を「第1条第3項若しくは第2条又は労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令(昭和45年労働省令第29号)附則第3項」に、「労災就学援護費支給申請書」を「労災就学等援護費支給/変更申請書」に改める。

(4)ハ中「1年」を「1年以上3年以下」に改める。

(5) 記の5を次のように改正する。

(1)中「要綱5の(1)」を「要綱の6の(1)イ」に改める。

(2)中「要綱5の(2)」を「要綱の6の(1)ロ」に改める。

(6) 記の6を次のように改正する。

(1)中「要綱6の(2)」を「要綱7の(1)ロ」に、「労災就学援護費支給/変更申請書」を「労災就学等援護費支給/変更申請書」に改める。

(2)中「要綱6の(4)」を「要綱7の(1)ニ」に、「要綱7の(2)」を「要綱8の(1)ロ」に、「労災就学援護費支給対象者」を「労災就学等援護費支給対象者」に、「要綱6の(5)」を「要綱7の(1)ホ」に、「労災就学援護費支給/変更申請書」を「労災就学等援護費支給/変更申請書」に改める。

(7) 記の7を次のように改正する。

(3)中「要綱7の(2)」を「要綱8の(1)ロ」に、「毎年2月」を「毎年5月31日又は10月31日まで」に、「労災就学援護費支給対象者」を「労災就学等援護費支給対象者」に、「労災就学援護費支給/変更申請書」を「労災就学等援護費支給/変更申請書」に改める。

(4)中「要綱7の(3)」を「要綱8の(1)ハ」に改める。

2 労災就学等援護費支給要綱(昭和45年10月27日付け基発第774号)の一部を次のように改正する。

(1) 第3条第1項中「第8条の2第1項に規定する

年金給付基礎日額(同法第64条第1項の規定により当該遺族補償年金、障害補償年金又は傷病補償年金の額を改定して支給すべき場合(同条第2項又は労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収に関する法律の一部を改正する法律(昭和61年法律第59号)附則第4条第3項の規定に該当する場合を除く。)においては、当該遺族補償年金、障害補償年金又は傷病補償年金に係る法第8条の2第1項に規定する年金給付基礎日額にその改定に用いられる率と同一の率を乗じて得た額)」を「第8条の3第1項に規定する年金給付基礎日額」に改める。

- (2) 第9項中「、第64条第1項」とあるのは「第64条第3項において準用する同条第1項」と、「同条第2項」とあるのは「同条第3項にお

いて準用する同条第2項」とを削る。

- 3 昭和54年4月4日付け基発第160号通達本文を次のように改正する。

(1) 記の二(一)1(2)中「給付基礎日額が9,000円(スライドによって、年金額が引き上げられた者については、給付基礎日額にそのスライド率を乗じて得た額が9,000円以下)」を「法第8条の3第1項の年金給付基礎日額が要綱3の(2)において準用する要綱3の(1)ただし書に規定する額以下」に改める。

(2) 記の二(一)2中「同様に要保育児一人につき月額3,500円である」を「同様である」に改める。

(参考) 労災就学等援護費支給要綱に係る新旧対象表

改正後	改正前
<p>3 支給対象者</p> <p>(1) 労災就学等援護費</p> <p>労災就学等援護費は、次に掲げる者に支給する。ただし、その者(労災就学等援護費の支給対象者であつたことがある者を除く。)が受けるべき遺族補償年金、障害補償年金又は傷病補償年金に係る労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「法」という。)第8条の3第1項に規定する年金給付基礎日額が14,000円を超える場合には、この限りでない。</p> <p>(以下略)</p>	<p>3 支給対象者</p> <p>(1) 労災就学援護費</p> <p>労災就学援護費は、次に掲げる者に支給する。ただし、その者(労災就学等援護費の支給対象者であつたことがある者を除く。)が受けるべき遺族補償年金、障害補償年金又は傷病補償年金に係る労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「法」という。)第8条の2第1項に規定する年金給付基礎日額(同法第64条第1項の規定により当該遺族補償年金、障害補償年金又は傷病補償年金の額を改定して支給すべき場合(同条第2項又は労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収に関する法律の一部を改正する法律(昭和61年法律第59号)附則第4条第3項の規定に該当する場合を除く。)においては、当該遺族補償年金、障害補償年金又は傷病補償年金に係る法第8条の2第1項に規定する年金給付基礎日額にその改定に用いられる率と同一の率を乗じ</p>

9 通勤災害についての準用

3から8までの規定は、遺族年金、障害年金又は傷病年金を受ける権利を有する者について準用する。この場合において、これらの規定中「遺族補償年金、障害補償年金又は傷病補償年金」とあるのは「遺族年金、障害年金又は傷病年金」と、↑「遺族補償年金が」とあるのは「遺族年金が」と、「第16条の5第1項」とあるのは「第22条の4第3項において準用する第16条の5第1項」と、「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律」とあるのは「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和48年法律第85号）附則第5条第2項において準用する労働者災害補償保険法の一部を改正する法律」と、「業務災害」とあるのは「通勤災害」と、「第15条の5第1項」とあるのは「第18条の9第3項において準用する第15の5第1項」と、それぞれ読み替えるものとする。

て得た額)が14,000円を超える場合には、この限りでない。

(以下略)

9 通勤災害についての準用

3から8までの規定は、遺族年金、障害年金又は傷病年金を受ける権利を有する者について準用する。この場合において、これらの規定中「遺族補償年金、障害補償年金又は傷病補償年金」とあるのは「遺族年金、障害年金又は傷病年金」と、「第64条第1項」とあるのは「第64条第3項において準用する同条第1項」と、「同条第2項」とあるのは「同条第3項において準用する同条第2項」と、「遺族補償年金が」とあるのは「遺族年金が」と、「第16条の5第1項」とあるのは「第22条の4第3項において準用する第16条の5第1項」と、「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律」とあるのは「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和48年法律第85号）附則第5条第2項において準用する労働者災害補償保険法の一部を改正する法律」と、「業務災害」とあるのは「通勤災害」と、「第15条の5第1項」とあるのは「第18条の9第3項において準用する第15の5第1項」と、それぞれ読み替えるものとする。

労働者災害補償保険法施行規則第14条の4に規定する「労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していたこと」の認定に関し労働省労働基準局長が定める基準について

平成2年7月31日 労働省基発第486号

労働者災害補償保険法第16条の2第1項等という「労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた」（以下「生計維持関係」という。）ものの認定に関する具体的な取扱いについては、昭和41年10月22日付け基発第1108号「労災保険

法第16条の2第1項等という「労働者の死亡当時その収入によつて生計を維持していた」ものの取扱について」（以下「第1108号通達」という。）によつていたところであるが、いわゆる3世代同居の場合の孫と祖父母の場合等の取扱いが必

ずしも適当でないという問題があり、昭和63年11月29日付けの会計検査院の意見表示において同様の指摘がなされるとともに、平成元年12月25日付け労働者災害補償保険法審議会においても所要の整備を行う旨提言されたところである。

このような状況を踏まえ、今般、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号。以下「労災則」という。）の一部改正により、当該生計維持関係の認定については、当該労働者との同居の事実の有無等を基礎として労働省労働基準局長が定める基準による旨の規定（労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成2年労働省令第17号）による改正後の労災則第14条の4）が設けられたところである。

については、この省令改正に併せ、第1108号通達の一部を下記2のとおり改めた上で、同通達を労災則第14条の4に規定する「労働省労働基準局長が定める基準」として平成2年8月1日より扱うので、下記の事項に留意の上、事務処理に遺漏のないよう配慮されたい。

記

1 改正の趣旨

いわゆる三世代同居等の場合においては、死亡労働者の子又は父母に相応の所得がある場合、死亡労働者の孫や祖父母はこれらの者によって生計を維持されているのが通常であり、死亡労働者との生計維持関係は一般的には認められないと考えられることから、今般その取扱いを改める等同居の場合の取扱いについて補正を行ったものである。

2 第1108号通達の一部改正

第1108号通達を次のように改正する。

- (1) 記の1中「消費生活の全部又は一部を営んでいた事実」を「消費生活の全部又は一部を営んでいた関係（以下「生計維持関係」という。）に、「あつたものと認める」を「あつたものと認めて差し支えない」に、「ともに収入を」を「ともに収入を」に、「相互に」を「、相互に」に、「場合のほかは当該遺族は、死亡労働者の収入によつて消費生活の全部又は一部を営んでいたものと認めること。」を「場合を除き、生計依存関係を認めて差し支えないこと。この場合、生計依存関係がないことが明らかに認められるか否かは、当該遺族の消費生活に対する死亡労働者の支出の状況等によつて判断すること。」に改める。
- (2) 記の1に次のように加える。

ただし、当該遺族が死亡労働者と同居していたその孫、祖父母又は兄弟姉妹であり、当該遺族の1親等の血族であつて労働者の死亡の当時において当該遺族と同居していた者（以下「当該血族」という。）がいる場合には、当該血族の収入（当該血族と同居している当該血族の配偶者の収入を含む。）を把握し、一般的に当該収入によつて当該遺族の消費生活のほとんどを維持し得ると認められる程度の収入がある場合は、原則として、生計依存関係があつたものとは認めないこととする。

- 3 本取扱いは、死亡労働者の死亡した日が平成2年8月1日以後である遺族（補償）給付等の受給資格の認定について適用する。

（参考）第1108号通達に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
1 労働者の死亡当時における当該遺族の生活水準が年齢、職業等の事情が類似する一般人のそれをいちじるしく上回る場合を除き、当	1 労働者の死亡当時における当該遺族の生活水準が年齢、職業等の事情が類似する一般人のそれをいちじるしく上回る場合を除き、当

該遺族が死亡労働者の収入によつて消費生活の全部又は一部を営んでいた関係(以下「生計維持関係」という。)が認められる限り、当該遺族と死亡労働者との間に「生計維持関係」があつたものと認めて差し支えないこと。

なお死亡労働者が当該遺族と同居しともに収入を得ていた場合においては、相互に生計依存関係がないことが明らかに認められる場合を除き、生計維持関係を認めて差し支えないこと。この場合、生計依存関係がないことが明らかに認められるか否かは、当該遺族の消費生活に対する死亡労働者の支出の状況等によつて判断すること。

ただし、当該遺族が死亡労働者と同居していたその孫、祖父母又は兄弟姉妹であり、当該遺族の1親等の血族であつて労働者の死亡の当時において当該遺族と同居していた者(以下「当該血族」という。)がいる場合には、当該血族の収入(当該血族と同居している当該血族の配偶者の収入を含む。)を把握し、一般的に当該収入によつて当該遺族の消費生活のほとんどを維持し得ると認められる程度の収入がある場合は、原則として、生計依存関係があつたものとは認めないこととする。

該遺族が死亡労働者の収入によつて消費生活の全部又は一部を営んでいた事実が認められる限り、当該遺族と死亡労働者との間に「生計維持関係」があつたものと認めること。

なお死亡労働者が当該遺族と同居し、ともに収入を得ていた場合においては相互に生計依存関係がないことが明らかに認められる場合のほかは当該遺族は、死亡労働者の収入によつて消費生活の全部又は一部を営んでいたものと認めること。

労災保険法等の一部を改正する法律要綱

平成2年法律第40号

第1 労働者災害補償保険法の一部改正関係

(第1次改正)

1 年金たる保険給付等に係るスライド制の改善

年金たる保険給付の給付基礎日額につき年度ごとに賃金水準の変動に応じて算定することとする。一時金たる保険給付の給付額の算定についても、同様とすること。

(第8条の2及び第8条の3関係)

2 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第2 労働者災害補償保険法の一部改正関係

(第2次改正)

1 休業補償給付等に係るスライド制の改善

休業補償給付及び休業給付の給付基礎日額を四半期単位で賃金水準が10パーセント

を超えて上下する場合にその変動に応じて算定することとともに、変動率の算定につき事業場の規模又は業種の別を問わず一律とすること。(第8条の2第1項関係)

- 2 長期療養者の休業補償給付等に係る給付基礎日額への年齢階層別最低・最高限度額の設定

療養開始後1年6箇月を経過した者の休業補償給付及び休業給付に係る給付基礎日額につき、年齢階層別に最低限度額及び最高限度額を設定すること。(第8条の2第2項から第4項まで関係)

- 3 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

- 第3 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の一部改正関係

- 1 労働者災害補償保険法の適用事業に関する暫定措置の改正

農業の事業のうち労働者災害補償保険に特別加入した者が行う当該特別加入に係る事業は、同法の適用事業とすること。(附則第12条関係)

- 2 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

- 第4 附則

- 1 施行期日

この法律は、次に掲げる改正内容ごとに、次に定める日から施行するものとする。

(附則第1条関係)

- (1) 第1に係る改正内容 平成2年8月1日
- (2) 第2に係る改正内容 平成2年10月1日
- (3) 第3に係る改正内容 平成3年4月1日

- 2 経過措置

- (1) 第2の改正に伴う療養開始後1年6箇月経過した者の休業補償給付等の給付基礎日額への最低・最高限度額の適用に関しては、その施行日前に療養を開始した者については、当該施行日を療養を開始した日とみなすこと。(附則第5条関係)
- (2) その他所要の経過措置を設けること。

- 3 関係法律の改正

関係法律について所要の規定の整備を行うこと。(附則第7条から第15条まで関係)

労災保険法施行令の一部を改正する政令要綱

平成2年政令第220号

- 第1 労働者災害補償保険法施行令の一部改正

- 1 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(平成2年法律第40号)の施行により、労働者災害補償保険の年金たる保険給付(以下「労災年金」という。)のスライド方式を給付基礎日額をスライドさせる方式に変更することに伴い、厚生年金保険の年金たる保険給付等との併給調整が行われる場合における労災年金の最低保障額の計算に当たっては、労災年金がスライドされる場合においても、労災年金の額から減ずる厚生年金保険の年金たる保険給付等の額を労

災年金等のスライド率で除さないものとする。(第3条、第5条、第7条並びに附則第8項及び第12項関係)

- 2 その他所要の規定の整備を行うこと。(第1条、附則第7項、附則第9項から第11項まで及び附則第13項から第29項まで関係)

- 第2 施行期日等

- 1 この政令は、平成2年8月1日から施行すること。ただし、第1条の改正及び附則第15項の改正の一部は、同年10月1日から施行すること。(附則第1項関係)

- 2 平成2年8月1日から同年9月30日までの間

に支給事由の生じた休業給付に係る規定の適用について必要な読替えを行うことその

他所要の経過措置を設けること。(附則第2項及び第3項関係)

労災保険法施行規則等の一部を改正する省令(第1次分)要綱

平成2年労働省令第17号

第1 労働者災害補償保険法施行規則の一部改正

- 1 改正法により労働者災害補償保険法の年金及び一時金たる保険給付の賃金スライドの根拠規定が附則から本則に移ったこと、スライド方式が給付額をスライドさせる方式から給付基礎日額をスライドさせる方式に変更されたこと等に伴い、所要の整備を行うこと。(第9条第4号ただし書、第17条、第46条の20、附則第17項から20項まで等関係)
- 2 遺族補償給付又は遺族給付に係る死亡労働者との生計維持関係の認定は、死亡労働者との同居の事実の有無、死亡労働者以外の扶養義務者の有無その他の事項を基礎として、労働省労働基準局長が定めることとすること。(第14条の4関係)
- 3 その他所要の規定の整備を行うこと。

第2 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正

労働者災害補償保険法及び労働者災害補償保険法施行規則の条文移動等の改正に伴う所要の整備を行うこと。(第18条第2項第4号、第18条の2、第21条、第22条、第23条の2並びに別表第3、別表第6及び別表第7関係)

第3 労働者災害補償保険特別支給金支給規則の一部改正

- 1 年金たる特別支給金等の賃金スライドの根拠規定を附則から本則に移すとともに、スライドの方法を給付額をスライドさせる方式から算定基礎日額をスライドさせる方式に改めること。(第6条、第7条、第10条、附則第7項、附則第9項及び別表第3関係)

- 2 その他所要の整備を行うこと。

第4 労働者災害補償保険特別支給金支給規則の一部を改正する省令の一部改正

傷病補償年金等の賃金スライドの方法が額スライド方式から給付基礎日額スライド方式に改められたことに伴う差額支給金の算定方法の変更その他所要の整備を行うこと。(附則第6条関係)

第5 関係省令の改正

労働者災害補償保険法の条文移動に伴う関係省令の規定の整備を行うこと。

第6 施行期日等

- 1 この省令は、平成2年8月1日から施行するものとする。(附則第1条関係)
- 2 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(平成2年法律第40号。以下「改正法」という。)附則第2条第2項の規定に基づき、遺族補償一時金の支給要件に係る遺族補償年金の額の合計額の計算に関し、改正法の施行前に支給された同年金の額に乗すべき率を算出する基礎となる年度を特定するための同年金の額の改定の根拠となった法律の規定を昭和55年改正前の労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和40年法律第130号)附則第41条の規定とすること。また、遺族年金の額の改定の根拠となった法律の規定を昭和55年改正前の労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和48年法律第85号)附則第3条の規定とすること。(附則第2条関係)
- 3 その他所要の経過措置を設けること。(附則第3条から第5条まで関係)

労災保険法施行規則等の一部を改正する省令(第2次分)要綱

平成2年労働省令第24号

第1 労働者災害補償保険法施行規則の一部改正

1 労働者災害補償保険法の改正により、休業補償給付又は休業給付のスライド方式が個別事業場別・産業別改定方式から毎月勤労統計における毎月きまって支給する給与の一人当たり平均額を基礎とする方式に改められたこと等に伴い、一人当たりの平均額の具体的算定方法を規定するとともに、個別事業主の平均給与額の証明に関する規定を削除する等所要の規定の整備を行うこと。(第9条第4号ただし書、第9条の2、第13条第4項等関係)

2 労働者災害補償保険法の改正により、療養開始後1年6箇月経過者に係る休業給付基礎日額につき年金たる保険給付にならない年齢階層別最低・最高限度額を設定したことに伴い、当該限度額の算定の方法その他につき従来の年金たる保険給付と同様の定めをすること。(第9条の3及び第9条の4関係)

3 その他所要の規定の整備を行うこと。

第2 労働者災害補償保険特別支給金支給規則の一部改正

1 休業特別支給金の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額をスライドや年齢階層別最低・最高限度額が適用される休業給付基礎日額とするとともに、従来の支給額を

スライドさせる規定を削除すること。(第3条関係)

2 その他所要の規定の整備を行うこと。

第3 関係省令の一部改正

労働者災害補償保険法の改正による条文移動に伴う所要の規定の整備を行うこと。

第4 附則

1 この省令は、平成2年10月1日から施行するものとする。(附則第1条関係)

2 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(平成2年法律第40号。以下「改正法」という。)附則第4条の規定の基づき、改正法の施行日前に既にスライドされた休業補償給付又は休業給付を改正法による改正後の労働者災害補償保険法第8条の2第1項第2号の規定によりスライドさせるために定めるスライド率の算定の基礎となる四半期を定めるに当たって、特例となる場合を日雇い入れられる者の休業補償給付又は休業給付の額がスライドされた場合とし、その場合のスライド率の算定の基礎となる四半期を当該改定時の属する年の前年の7月から9月までの期間とすること。(附則第2条関係)

3 その他所要の経過措置を設けること。(附則第3条及び第4条関係)

全国労働安全衛生センター連絡会議口座案内

●銀行口座 東京労働金庫田町支店(普) 7535803

●郵便振替口座 東京都高輪郵便局「東京5-545940」

名義はどちらも「全国安全センター」

全国労働安全衛生センター連絡会議

108 東京都港区三田3-1-3 M・Kビル3階 労住医連気付

TEL(03)5232-0182/FAX(03)5232-0183

- 北海道●北海道医療生活協同組合札幌緑愛病院職業病相談室
004 札幌市豊平区北野1条1丁目6-30 TEL(011)883-0121/FAX(011)883-7261
- 東京●東京東部労災職業病センター -
136 江東区亀戸1-33-7 TEL(03) 683-9765/FAX(03) 683-9766
- 東京●三多摩労災職業病センター -
185 国分寺市南町2-6-7丸山会館2-5 TEL(0423)24-1024/FAX(0423)24-1024
- 神奈川●社団法人神奈川労災職業病センター -
230 横浜市鶴見区豊岡町20-9サコホ 豊岡505 TEL(045)573-4289/FAX(045)575-1948
- 新潟●財団法人新潟県安全衛生センター -
951 新潟市古町通4番地643古町ツインタワー2F TEL(025)228-2127/FAX(025)222-3738
- 京都●労災福祉センター -
601 京都市南区西九条島町3 TEL(075)691-9981/FAX(075)672-6467
- 大阪●関西労働者安全センター -
550 大阪市西区新町2-19-20西長堀ビル4階 TEL(06) 538-0148/FAX(06) 541-2712
- 兵庫●尼崎労働者安全衛生センター -
660 尼崎市長洲本通1-16-7阪神医療生協気付 TEL(06) 488-3855/FAX(06) 488-8247
- 兵庫●関西労災職業病研究会
660 尼崎市長洲本通1-16-7医療生協長洲支部 TEL(06) 488-3855/FAX(06) 488-8247
- 広島●広島県労働安全衛生センター -
732 広島市南区稲荷町5-4前田ビル TEL(082)264-4110
- 愛媛●愛媛労災職業病対策会議
792 新居浜市新田町1-9-9医療生協気付 TEL(0897)34-0207/FAX(0897)37-1467
- 高知●財団法人高知県労働安全衛生センター -
780 高知市薊野イワ井田1275-1 TEL(0888)45-3953/FAX(0888)45-3928
- 熊本●熊本県労働安全衛生センター -
862 熊本市九品寺1-17-9労働会館内 TEL(096)364-6128/FAX(096)364-7243
- 大分●社団法人大分県労働者安全衛生センター -
870 大分市寿町1-3労働福祉会館内 TEL(0975)37-7991/FAX(0975)38-1669
- 宮崎●旧松尾鉾山被害者の会
883 日向市財光寺283-211長江団地1-14 TEL(0982)53-9400/FAX(0982)53-3404
- 自治体●自治体労働安全衛生研究会
102 千代田区六番町1自治労会館3階 TEL(03) 239-9470/FAX(03) 230-1386
(オブザーバー)
- 山口●山口県安全センター -
754 吉敷郡小郡町明治東小郡労働会館内 TEL(08397)2-3373